株主各位

名古屋市守山区森孝一丁目1709番地株式会社 サガミチェーン 代表取締役社長 伊藤 修二

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月27日(水曜日)午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. **日 時** 平成30年6月28日(木曜日)午前11時00分 (受付開始は午前10時00分を予定しております。)
- 2. 場 所 名古屋市守山区小幡南一丁目24番10号 アクロス小幡 3 階 守山文化小劇場

開催場所が昨年と異なりますので、末尾記載の「第48期定時株主総会会場のご案内」をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。

3. 会議の目的事項

報告事項

- 1. 第48期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役 会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第48期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役9名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主の方1名を代理人 として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書 面の提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社 ウェブサイト (https://www.sagami.co.jp/) に掲載させていただきますので、本招集ご通知には 記載しておりません。
 - I. 事業報告に表示すべき事項のうち以下の項目 会社の体制および方針
 - Ⅱ.連結計算書類における「連結注記表」、「連結株主資本等変動計算書」
 - Ⅲ. 計算書類における「個別注記表」、「株主資本等変動計算書」
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.sagami.co.jp/)に掲載させていただきます。
- ◎ 当日当社役職員は、ノーネクタイの軽装(クールビズ)にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申しあげます。
- ◎ 当日10時00分より株主の皆様に当社をよりご理解いただけますよう映像を紹介させていただきます。

第 48 期 事 業 報 告

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

- (1) 事業の経過およびその成果
 - ① 事業の状況

当連結会計年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日)におけるわが国 経済は、拡大する世界経済の恩恵が広がるとともに、継続的な政府の経済政策 や日銀の金融緩和策の効果によって、雇用情勢の改善を中心に景気回復基調で 推移いたしました。

しかしながら、国内における雇用環境の改善が賃金の上昇を伴わず、天候不順による食材価格の高騰や生活必需品などの物価上昇の懸念もあることから、個人消費の本格的な回復には力強さを欠いており、依然として厳しい環境が続いております。

外食産業におきましては、業界全体として平成30年3月までの月間売上高が、 19ヵ月連続して前年を上回るなど好調に推移しておりますが、依然として消費 者の低価格志向は根強いものがあります。さらに人手不足による人件費や物流 費の上昇などに加え、業種・業態の垣根を越えた顧客獲得競争も激化しており、 厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと当社グループは、お客様起点の視座をグループ全社で 堅持しながら、店舗の改革を進めると共に、当社ビジョン「No.1 Noodle Restaurant Company」を共有し、①事業基盤の強化②収益性の向上③成長戦略 の推進を柱に取り組んでまいりました。

また、成長戦略の一環として、国内において主に関東圏と中部圏への出店に 注力していく方針のもと、主力業態である「和食麺処サガミ」を愛知県に1店 舗、岐阜県に2店舗の合計3店舗出店いたしました。 各事業部門の概況は次のとおりであります。

外食事業

(a) 和食麺類部門

和食麺類部門では、売上高17,231百万円となり、連結売上高の65.8%を占め、引き続き当社の主力部門として位置づけられております。

当社主力業態である「和食麺処サガミ」において、全店販売促進企画として「お客様大感謝祭」を3回実施し、「料理フェア」を8回実施したほか、「クーポン券配布企画」を3回実施いたしました。また「こだわりテレビCM」を愛知県・三重県・岐阜県・富山県・滋賀県・静岡県で6回、奈良県・神奈川県で1回放映いたしました。これにより既存店売上高は前年同一期間に対して1.7%増となり、客単価が前年同一期間に対して2.1%増、既存店客数は前年同一期間に対して0.4%減となりました。

店舗関係では、「和食麺処サガミ 関マーゴ店」(10月)を岐阜県関市の商業施設マーゴ・ウエストに出店し、「和食麺処サガミ 岐阜北一色店」(12月)を岐阜県岐阜市に出店、「和食麺処サガミ 豊川牛久保店」(3月)を愛知県豊川市に出店いたしました。

なお、当期末での店舗数は133店舗であります。

(b) 味の民芸部門

味の民芸部門では売上高5,282百万円となり、連結売上高の20.2%を占めております。

手延べうどん「味の民芸」においては、全店販売促進企画として「お客様大感謝祭」を2回実施し、「料理フェア」を10回実施したほか、「クーポン券配布企画」を9回実施いたしました。

なお、当期末での店舗数はFC店舗を含み55店舗であります。

(c) どんどん庵部門

どんどん庵部門では、売上高921百万円となり、連結売上高の3.5%を占めております。

セルフサービス方式の「どんどん庵」においては、全店販売促進企画として「料理フェア」を7回実施したほか、「どんどん祭」を3回実施いたしました。

店舗関係では、「どんどん庵 砂田橋店」(1月)を閉鎖いたしました。 なお、当期末での店舗数はFC店舗を含み34店舗であります。

(d) その他の部門

その他の部門では、売上高2,505百万円となり、連結売上高の9.6%を占めております。

その他の部門では、団欒食堂「あいそ家」において、「料理フェア」を10回、「クーポン券配布企画」を3回実施したほか、大型セルフうどん店「製麺大学」においては、「お客様大感謝祭」を1回、「料理フェア」を8回実施いたしました。

国内店舗関係では、「びんむぎ セレオ八王子店」(9月)を出店、「和食麺処サガミ 座間店」を「濱町 座間店」(2月)に業態転換いたしました。一方で、「さがみ庭 御器所店」(5月)、「さがみ 青山店」(11月)、「陣屋サガミ」(1月)を閉鎖いたしました。

海外店舗関係では、「SAGAMI Silom Complex店」(9月)、イタリアに長期 実験店舗として出店していた「SAGAMI ミラノ店」(12月)、「盛賀美 中山公 園店」(2月) を閉鎖いたしました。

なお、当期末での店舗数はFC店舗を含み38店舗であります。

その他の事業

保険サービス・メンテナンスサービス部門および不動産賃貸部門 保険サービス・メンテナンスサービス部門および賃貸物件の受取家賃による売上高は243百万円となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は26,184百万円(前年対比1.0%増)、営業利益は883百万円(前年対比5.3%増)、経常利益は960百万円(前年対比8.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は597百万円(前年対比1.9%増)となり、当期末のグループ店舗数は260店舗となりました。

事業部門別売上高は以下のとおりであります。

事業	き 部	門	等(り名	;	尔		壳	<u> </u>	上	高	構	成	比
		和	食	麺	質	部	門			17, 231	,571 千円		65.8	8 %
外食事	₩.	味	の .	民	片	部	門			5, 282	, 333		20.	2
外食事	来	ど,	んと	: h	庵	部	門			921	, 686		3.	5
		そ	0	他(カ	部	門			2, 505	, 399		9. (6
その	f	也	の		事		業			243	, 231		0.9	9
	合			計						26, 184	, 223		100.	0

② 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は1,001百万円であり、主な内容は和食麺処部門3店舗、その他の部門1店舗の新規出店および1店舗の業態転換ならびに店舗の改装、改修であります。

③ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、人口減少や高齢化、異業種との競争など、 依然として厳しい環境が続くものと予測されます。

このような環境に対し、2021年3月期を最終年度とし、新たに中期経営計画「ローリングプラン2020」を策定いたしました。お客様起点の視座を堅持しながら、店舗の改善を進めるとともに、「事業基盤の強化」「収益力の向上」「成長戦略の推進」に加え、CSV(Creating Shared Value)経営の推進に取り組んでまいります。具体的には、従前より取り組んでいたCSRの取り組みを進化させ、ESG(Environment, Social, Governance)の取り組みを強化いたします。

事業基盤の強化においては、今後の店舗数拡大を視野に入れ、一昨年より新卒社員の採用を再開いたしました。引き続き採用活動を強化すると共に、Q(味、品質)、S(接客、おもてなし)、C(清潔、食品衛生)教育に注力し、次世代の店長育成を進めてまいります。また、各事業会社戦略とグループ機能の融合を進め、経営改善の迅速化を進めると共に、次世代の経営・幹部人材育成の取り組みを強化してまいります。

収益力の向上においては、持続的な事業発展のために、各部門における採算を追求し、収益力の改善を進めてまいります。経費や時間の使途を明確にする一方で、省力化設備の検証・導入を進め、効率改善および労務改善に繋げてまいります。原材料におきましても、昨年に引き続き産地との直接契約食材の拡大を進め、食への安全を確保しつつ、価値の高い商品開発を行い、付加価値の創出に繋げてまいります。

成長戦略の推進においては、当社グループの強みである「そば」「なごやめし」「手延べうどん」の認知度向上に取り組むと共に、主力業態である「和食麺処サガミ」「味の民芸」の店舗展開を加速し、サガミブランドの構築を進めてまいります。また、新たな収益源としてFC事業の拡大に取り組み、とんかつ専門店「かつたに」手延べうどん「水山」など、小型店舗のFCモデル確立とフランチャイジー募集を推進してまいります。海外においては、今後の人口増加が予測されているASEANへの出店を実施すると共に、イタリア、ミラノでの長期実験店舗の盛況を受け、欧州での店舗展開も視野に入れ取り組みを進めてまいります。

CSV経営の推進については、従前より取り組んでいたCSRの取り組みを進化させ、ESGの取り組みを進め、環境、社会、企業統治の観点から企業価値を高めると共に、事業活動と社会における共創価値の向上に努めてまいります。

中期経営計画の達成に全力を傾注し株主の皆様へ、安定した還元を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況の推移

区	分	期別	第 45 期 (平成26年度)	第 46 期 (平成27年度)	第 47 期 (平成28年度)	第 48 期 (当連結会計年度) (平成29年度)
売	上	高(千円)	25, 341, 642	25, 887, 805	25, 937, 761	26, 184, 223
経	常 利	益(千円)	660, 335	915, 494	885, 702	960, 962
親会	注株主に帰属する	5当期純利益(千円)	458, 323	513, 628	586, 135	597, 124
1	株当たり	当期純利益	18円36銭	19円39銭	22円19銭	22円66銭
1	株当たり	純資産額	458円46銭	505円54銭	524円17銭	534円64銭
総	資	産(千円)	17, 978, 853	18, 852, 705	18, 512, 045	18, 192, 296
純	資	産(千円)	11, 443, 756	13, 390, 940	13, 813, 878	14, 089, 582

(注) 第48期

当連結会計年度につきましては、 $\Gamma(1)$ 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

前連結会計年度より、株式給付信託(BBT)を導入しており、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式を1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資	本	金	当社の出資比率	主要な事業内容
味の民芸フードサービス株式会社		50, 0	00千円	100.00%	飲食店の経営 フランチャイズ店舗への 材料提供及び経営指導
株式会社ディー・ディー・エー		50, 0	00千円	100.00%	飲食店の経営 フランチャイズ店舗への 材料提供及び経営指導
株式会社サガミマネジメントサポート		10, 0	00千円	100.00%	保険代理業 店舗設備メンテナンス業
株式会社サガミフード		70, 0	00千円	100.00%	輸出入業務 食材の仕入・製造業務
サガミインターナショナル株式会社		10, 0	00千円	100.00%	海外事業の統括
SINGAPORE SAGAMI PTE. LTD.	4,	350千	米ドル	100.00%	海外事業 (ASEAN)の 統括
BANGKOK SAGAMI CO., LTD.	4	,000千	バーツ	69. 09%	飲食店の経営
NADEERA GLOBAL CO., LTD.		600千	バーツ	49.00%	関係会社への投資
VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY	6, 4	90, 600	チドン	100.00%	飲食店の経営

- (注) 1. 株式会社サガミマネジメントサポートは自己株式を75%所有しております。
 - 2. 株式会社サガミマネジメントサポートは平成29年4月1日に株式会社サガミサービスから商号変更いたしました。
 - 3. SINGAPORE SAGAMI PTE. LTD. は平成30年3月に700千米ドルの増資を行い、同社の資本金は 4,350千米ドルとなりました。
 - 4. 株式会社サガミマイスターズは平成29年10月16日に解散し、平成29年12月31日に清算結了いたしました。

(4) 主要な事業内容

当社グループは、「和食麺処サガミ」手延べうどん「味の民芸」「水山」のほか、団欒食堂「あいそ家」、セルフサービス方式「どんどん庵」、大型セルフ店「製麺大学」、日本料理「濱町」「さがみ庭」、とんかつ専門店「かつたに」を経営することを主要な事業としております。

(5) 主要な営業所および工場

① 当社の事業所および工場

本 社 名古屋市守山区森孝一丁目1709番地工 場 飛島工場 愛知県海部郡飛島村 尾西工場 愛知県一宮市 入間工場 埼玉県入間市

② 子会社の事業所および工場

味の民芸フードサービス株式会社 (本社 東京都立川市) 株式会社ディー・ディー・エー (本社 名古屋市) 株式会社サガミマネジメントサポート (本社 名古屋市) 株式会社サガミフード (本社 名古屋市) サガミインターナショナル株式会社 (本社 名古屋市) SINGAPORE SAGAMI PTE. LTD. (本社 Singapore) BANGKOK SAGAMI CO., LTD. (本社 Thailand) NADEERA GLOBAL CO., LTD. (本社 Thailand) VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY (本社 Vietnam)

③ 当社および子会社の営業店舗数

-r-4	_	部門	和食麺類部門	味の民芸部門	どんどん庵部門	その他の部門	計
所在	上地 \						
			店	店	店	店	店
愛三	知	県	45	_	30	17	92
=	重	県	13	_	1	1	15
岐福	阜	県	20	_	3	4	27
福	井	県	1	_	_	_	1
石富奈大	Ш	県	1	_	_		1
富	Щ	県	3	_	_	_	3
奈	良	県	3	_	_	_	3
大	阪	府	6	_	_		6
京滋兵	都	府	2	_	_	_	2
滋	賀	県	8	_	_	_	8
	庫	県	1	2	_		3
尚	<u>Щ</u>	県	_	3 2	_	_	3
埼		県	4		_	_	6
Щ	梨	県	_	1	_		1
静	尚	県	16	1	_	_	17
静 長 千	野	県	_	_	_	1	1
于	葉	県	_	8	_	_	8
神群栃	奈 川	県	6	12	_	4	22
群	馬	県	_	2	_	_	2
枥	<u></u> 木	県	_	3	_	1	4
東	京	都	4	21	_	5	30
中		玉	_		_	1	1
タ	イ 王	玉	_	_	_	1	1
, ,	ンドネ:	シア	_	_	_	1	1
ベ	トナ	4	_	_	_	2	2
合		計	133	55	34	38	260
前追末	基結会計比 増	年度減	+ 2	± 0	- 1	- 4	- 3

(6) 従業員の状況

	従	業	員	数		前連結会計年度末比増減
					578名	7名減

(注) 上記のほか、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間、1ヵ月22日換算) は2,995名であります。なお、臨時従業員には、派遣社員を除いております。

(7) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 額
	千円
株式会社愛知銀行	185, 230
株式会社三菱東京UFJ銀行	75, 017
株式会社大垣共立銀行	45, 000
株式会社名古屋銀行	29, 966

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項 特記すべき事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数
- (2) 株主数

(3) 大株主

26, 501, 784株 15, 935名

株 主 名	持 株 数	持株比率
	百株	%
昭 和 産 業 株 式 会 社	11, 940	4. 50
アサヒビール株式会社	10, 320	3. 89
株 式 会 社 愛 知 銀 行	9, 239	3. 48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	5, 037	1.90
岩 月 康 之	4, 500	1.69
株 式 会 社 昭 和	4, 339	1.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4, 303	1.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4, 280	1.61
サガミ共栄会	4, 180	1. 57
第一生命保険株式会社	3, 990	1.50
合計	62, 129	23. 45

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。
 - 2. 当社は、自己株式として15,868株を所有しております。
 - 3. 当社は株式給付信託 (BBT) を導入しており、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が133,600株を所有しておりますが、ここでは上記自己株式に含めておりません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項(平成30年3月31日現在)

地	位	氏			名	担当および重要な兼職の状況
代表取締	行役会長	鎌	田	敏	行	サガミインターナショナル株式会社 代表取締役社長 SINGAPORE SAGAMI PTE.LTD. CEO 味の民芸フードサービス株式会社 取締役 VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY 取締役
代表取締	行役社長	伊	藤	修	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	
取締役専務	執行役員	伊	垣	政	利	製造・物流担当 SINGAPORE SAGAMI PTE.LTD. 取 締 役 BANGKOK SAGAMI CO.,LTD. 代表取締役社長 NADEERA GLOBAL CO.,LTD. 取 締 役 株式会社サガミフード 代表取締役社長
取締役常務	執行役員	大	西	尚	真	味の民芸フードサービス株式会社 代表取締役社長
取締役幇	行役員	長名	11(喜	昭	営業担当 共栄株式会社 取締役
取締役勢	行役員	就鳥	津	年	春	管理担当 株式会社サガミマネジメントサポート 代表取締役社長
取 緕	行 役	千	住	憲	夫	株式会社サンヨーハウジング名古屋 監査役
取 緕	行 役	遠	藤	良	治	サツドラホールディングス株式会社 社外取締役
常勤監	査 役	長	屋		昇	味の民芸フードサービス株式会社 監査役 株式会社サガミマネジメントサポート 監査役 サガミインターナショナル株式会社 監査役
監 查	役	神	谷	俊	_	弁護士 株式会社MTG 取締役 監査等委員 株式会社中外 社外監査役
監 査	役	福	井	秀	剛」	弁護士

- (注) 1. 取締役千住憲夫および遠藤良治の両氏は、会社法第2条第15号に定める社 外取締役であります。なお、両氏は、株式会社東京証券取引所および株式 会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出 ております。
 - 2. 監査役神谷俊一および福井秀剛の両氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。なお、神谷俊一および福井秀剛の両氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出ております。
 - 3. 千住憲夫氏および遠藤良治氏ならびに神谷俊一氏が兼務している他の法人 と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 - 4. 当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第427条第1項の 規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、 同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
 - 5. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

就 任(平成29年6月29日付)

取締役常務執行役員 大 西 尚 真 取締役執行役員 鷲 津 年 春 常 勤 監 香 役 長 屋 昇

退 任(平成29年6月29日付)

取 締 役 長屋 昇常勤監査役 神田敏行

(2) 社外役員に関する事項

X	分	氏			名	主 な 活 動 状 況
取	帝 役	千	住	憲	夫	当期開催の取締役会15回の内、14回に出席し、 発言を適宜行っております。
取約	帝 役	遠	藤	良	治	当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、発 言を適宜行っております。
監査	查 役	神	谷	俊	_	当期開催の取締役会15回、監査役会6回のすべてに出席し、弁護士としての専門的知見に基づき、発言を適宜行っております。
監		福	井	秀	到门	当期開催の取締役会15回、監査役会6回のすべてに出席し、弁護士としての専門的知見に基づき、発言を適宜行っております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 9名 97,786千円 (うち社外 2名 7,040千円) 監査役 4名 16,117千円 (うち社外 2名 5,280千円)

(注) 上記支給額には、平成28年6月29日開催の第46期定時株主総会において承認され、当事業年度に計上した当社グループの取締役に対する株式給付引当金繰入額4,600千円は含まれておりません。

5. 会計監査人に関する状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

① 報酬等の額

24.000千円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

24.000千円

(注) 当社は、会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商 品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分で きませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含 めて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から提出された情報に基 づき、当事業年度の会計監査人の監査計画、監査時間及び報酬額の見積りを確 認し、その妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条 第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があ ると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関 する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に規定する事項に 該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任 することといたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会 において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. その他会社の状況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位 千円)

資産のも		負債の音	(中位 111)
科目	金額	科目	金 額
流 動 資 産	5, 074, 732	流動負債	3, 275, 920
現金及び預金	3, 796, 620	支払手形及び買掛金	646, 875
受取手形及び売掛金	273, 130	一年内返済予定の長期借入金	393, 166
商品及び製品	85, 414	未 払 金 未 払 法 人 税 等	1, 398, 758
原材料及び貯蔵品	289, 078		185, 348 208, 314
繰 延 税 金 資 産	216, 946		167, 376
前 払 費 用	296, 898	店舗閉鎖損失引当金	3, 356
そ の 他	117, 452	そ の 他	272, 724
貸倒引当金	△809	固定負債	826, 793
固 定 資 産	13, 117, 564	長期借入金	8, 530
有 形 固 定 資 産	9, 403, 636	長 期 未 払 金	230, 895
建物及び構築物	2, 188, 233	株式給付引当金	16, 302
機械装置及び運搬具	391, 429	退職給付に係る負債	6, 047
器具及び備品	66, 463	資産除去債務	408, 877
リース資産	72, 776	預り保証金	85, 262
土地	6, 559, 178	そ の 他	70, 878
建設仮勘定	125, 554	負 債 合 計	4, 102, 713
無形固定資産	829, 916		部
借地権	65, 216	株 主 資 本	14, 011, 557
0 λ	651, 341	資 本 金	7, 178, 109
その他	113, 357	資本剰余金	4, 280, 379
投資その他の資産	2, 884, 011	利益剰余金	2, 738, 812
投資有価証券	849, 086	自 己 株 式 その他の包括利益累計額	△185, 743 77, 375
長期貸付金	129, 075	その他有価証券評価差額金	70, 840
長期差入保証金	1, 753, 666	為替換算調整勘定	6, 535
操延税金資産	9, 927	非支配株主持分	649
その他	142, 255	純 資 産 合 計	14, 089, 582
資産合計	18, 192, 296	負債・純資産合計	18, 192, 296

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目 金 額	
± 1 ± 00.104.000	
売 上 高 26, 184, 223	
売 上 原 価 7,902,148	
売 上 総 利 益 18,282,075	
販売費及び一般管理費 17,398,554	
営 業 利 益 883,520	
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 ・ 配 当 金 24,206	
雑 益 57, 194 81, 401	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息 3,370	
維 損 589 3,960	
経 常 利 益 960,962	
特 別	
投資有価証券売却益 190,014	
その他の特別利益 5,000 195,014	
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損 17,715	
減 損 集 285,926	
その他の特別損失 3,703 307,345	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 848, 631	
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 226,193	
法 人 税 等 調 整 額 25,077 251,270	
当 期 純 利 益 597, 360	
非支配株主に帰属する当期純利益 236	
親会社株主に帰属する当期純利益 597,124	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月25日

株式会社 サガミチェーン 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員

業務執行計員 公認会計士 澤 田 吉 孝卿

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サガミチェーンの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、株式会社サガミチェーン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に 係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位 千円)

'/F + 0 +F		(中江 门/
資産の部	A #57*	負債の部
科目	金 額	科 目 金額
一流 動 資 産	3, 919, 455	流 動 負 債 2,597,979
現金及び預金売 掛金	2, 842, 612 242, 044	買 掛 金 500,124
商品及び製品	69, 786	一年内返済予定の長期借入金 393,166
原材料及び貯蔵品	154, 137	未 払 金 1,068,615
前 払 費 用	207, 646	未 払 法 人 税 等 141,521
未 収 入 金	100, 744	未 払 費 用 122,849
短 期 貸 付 金	144, 280	
操 延 税 金 資 産	153, 874	
そ の 他	4, 328	賞 与 引 当 金 163,249
固 定 資 産 一	12, 829, 558 8, 290, 438	その他 47,248
	1, 678, 327	固 定 負 債 456,006
構築物	127, 714	長期借入金 8,530
機械装置	330, 359	長期 未払金 4,517
車 両 運 搬 具	2, 991	株式給付引当金 15,620
器具及び備品	50, 846	資産除去債務 334,267
リース 資産	69, 064	預 り 保 証 金 41,150
土地	5, 905, 581	
建 設 仮 勘 定 無 形 固 定 資 産	125, 554 223 , 354	そ の 他 51,921 負 債 合 計 3,053,985
一	65, 216	無資産の部
電話加入権	11, 302	株 主 資 本 13,624,187
ソフトウェア	81, 380	資 本 金 7, 178, 109
リース 資産	15, 295	資 本 剰 余 金 4,280,379
の れ ん	47, 389	資本準備金4,280,379
施設利用権	2, 769	利 益 剰 余 金 2,351,442
投資その他の資産	4, 315, 764	
投資有価証券 関係会社株式	847, 729 1, 419, 956	7
出资金	1, 419, 950	その他利益剰余金 1,972,508
長期貸付金	747, 961	繰越利益剰余金 1,972,508
長期差入保証金	1, 170, 954	自 己 株 式 △185,743
長期前払費用	72, 150	評 価 · 換 算 差 額 等 70,840
繰 延 税 金 資 産	1, 331	その他有価証券評価差額金 70,840
そ の 他	55, 270	純 資 産 合 計 13,695,027
資 産 合 計	16, 749, 013	負債・純資産合計 16,749,013

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

(単位 千円)

			(単位 十円)
科 目	1	金	額
売 上	高		18, 120, 633
売 上 原	価		5, 443, 771
売 上 総 和	可 益		12, 676, 861
販売費及び一般	管 理 費		12, 077, 916
営 業 利	益		598, 945
営 業 外 山	又 益		
受 取 利 息 ・ 酯	出 当 金	127, 598	
雑	益	26, 996	154, 595
営 業 外 費	費 用		
支 払 利	息	3, 370	
雑	損	2, 266	5, 636
経 常 利	益		747, 904
特 別 利	益		
投資有価証券	売 却 益	190, 014	
その他の特別	川利 益	3, 522	193, 537
特 別 損	失		
固定資産除	却 損	12, 355	
投資有価証券	評 価 損	3, 703	
子会社株式割	平 価 損	68, 821	
減 損 損	失	262, 671	347, 551
税 引 前 当 期 純	利益		593, 889
法人税、住民税及び	事業税	155, 160	
法 人 税 等 調	整 額	30, 152	185, 312
当 期 純 和	並		408, 576

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月25日

株式会社 サガミチェーン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡 野 英 生 卿 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 澤田 吉孝卿

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サガミチェーンの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその 附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と 認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附 属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定 し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第48期事業年度の 取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の 上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施 状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からそ の職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、 職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通 を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法 で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の 執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類 等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査い たしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意 思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け ました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あず さ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、 必要に応じて説明を求めました。

- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び 同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを 監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職 務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月 28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応 じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する 重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議(財務報告に係る内部統制を含む。)の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当である と認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当である と認めます。

平成30年5月25日

株式会社サガミチェーン 監査役会 監査役(常勤) 長 屋 昇 ⑩ 監 査 役 神 谷 俊 一 ⑩ 監 査 役 福 井 秀 剛 ⑩

(注) 監査役神谷俊一及び福井秀剛は、会社法第2条第16号及び第335条第3項 に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、今後とも激変する市場環境に対応しつつ、長期にわたり安定的な経営 基盤の構築に努めると共に、配当金につきましては、株主の皆様に対する利益還 元を経営の重要政策として、業績や今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総 合的に勘案しながら成果配分を行うことを基本方針としております。当期の期末 配当につきましては、上記方針に基づき、下記のとおりにいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金5円 総額 132,429,580円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成30年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
- (1) 当社は、平成30年10月1日を目途に、当社が営む飲食事業等を当社の子会社に簡易吸収分割により承継し、持株会社体制に移行する予定です。つきましては、当該持株会社化後の経営体制および事業運営を見据え、現行定款第1条(商号)を現「株式会社サガミチェーン」から「株式会社サガミホールディングス」に変更すると共に、第2条(目的)を変更するものです。
- (2) 将来の機動的な資本政策のため、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものです。
- (3) 株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第14条(招集権者および議長)および第23条(取締役会の招集権者および議長)を変更するものです。
- (4) 改正会社法が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、社内外を問わず広く 適任者を得られるよう、現行定款第27条第2項(取締役の責任免除)および第35条第 2項(監査役の責任免除)に所要の変更を行うものです。なお、現行定款第27条第2 項の変更に関する議案の定時株主総会への提出につきましては、各監査役の同意を得 ております。

本議案に係る定款変更は、いずれも平成30年10月1日をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款 第1章 総 則

第1条(商号)

当会社は、株式会社サガミチェーンと称し、英文では、<u>SAGAMI CHAIN CO., LTD.</u> と表示する。

第2条(目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。
- 2. 飲食店の経営。
- 3. <u></u> 麺類および米穀類の製造、加工ならびに販売。
- 4. 各種飲食業に対する技術援助および 経営指導。
- 5. 厨房設備、空調設備、事務用機器、環境機器、自動販売機、飲食店用什器および同備品の賃貸、販売ならびにメンテナンス。
- <u>6.</u> 不動産の所有、管理及び賃貸業並び に不動産コンサルティング業
- 7. たばこの販売。
- 8. 酒類の販売。
- 9. 食料品、清涼飲料および嗜好飲料の製造、加工ならびに販売。
- <u>10.</u> 通信販売業およびインターネットを 利用した通信販売業。
- 11. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく代理業。
- 12. 生命保険の募集に関する業務。
- 13. 電気通信事業法による電気通信事業 および電気通信事業者の代理店業務。

変 更 案

第1章 総 則

第1条(商号)

当会社は、株式会社サガミホールディン グスと称し、英文では、Sagami Holdings Corporationと表示する。

第2条(目的)

当会社は、次の事業を営むこと<u>ならびに</u> 次の事業を営む会社(外国会社を含 む。)、その他の法人等の株式又は持分を 保有することにより、当該会社等の事業 活動を支配・管理すること</u>を目的とす る。

- 1. 飲食店の経営。
- 2. 麺類および米穀類の製造、加工ならびに販売。
- <u>3.</u> 各種飲食業に対する技術援助および 経営指導。
- 4. 厨房設備、空調設備、事務用機器、環境機器、自動販売機、飲食店用什器および同備品の賃貸、販売ならびにメンテナンス。
- <u>5.</u> 不動産の所有、管理及び賃貸業並び に不動産コンサルティング業
- 6. たばこの販売。
- 7. 酒類の販売。
- 8. 食料品、清涼飲料および嗜好飲料の製造、加工ならびに販売。
- <u>9.</u> 通信販売業およびインターネットを 利用した通信販売業。
- 10. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく代理業。
- 11. 生命保険の募集に関する業務。
- 12. 電気通信事業法による電気通信事業および電気通信事業者の代理店業務。

現行定款

14. 損害保険会社に対する特定金融商品取引業務(金融商品取引法第33条の8第2項)の委託の斡旋および支援。

15. 自然エネルギー等による発電事業及び売電事業

16. 有価証券その他金融商品の取得、保有、運用、調査、企画、募集及び管理並びに為替取引その他金融関連業務

17. 食料品、飲料、菓子、酒類、喫茶、レストラン用品等の輸出入、卸売業、販売業並びにこれらの仲介業

18. 動産の賃貸借、リース及び仲介業 19. 広告、宣伝、印刷、映像及びその企画、立案、制作に関する業務

20. 企業内教育、研修、セミナーの企画、運営業務

21. 漁業および水産養殖業ならびに水産物、農畜産物の生産、加工および販売 22. その他前各号に関連または付帯する一切の事業。

第2章 株 式 第6条(発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、 74,630,000株とする。

第3章 株主総会

第14条(招集権者および議長) 当会社の株主総会は、<u>取締役社長</u>が招集 し、議長となる。

2. 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序に 従い、他の取締役が株主総会を招集し、 議長となる。

変 更 案

13. 損害保険会社に対する特定金融商品取引業務(金融商品取引法第33条の8第2項)の委託の斡旋および支援。

14. 自然エネルギー等による発電事業及び売電事業

15. 有価証券その他金融商品の取得、保有、運用、調査、企画、募集及び管理並びに為替取引その他金融関連業務

16. 食料品、飲料、菓子、酒類、喫茶、レストラン用品等の輸出入、卸売業、販売業並びにこれらの仲介業

17. 動産の賃貸借、リース及び仲介業 18. 広告、宣伝、印刷、映像及びその企画、立案、制作に関する業務

19._企業内教育、研修、セミナーの企画、運営業務

20. 漁業および水産養殖業ならびに水産物、農畜産物の生産、加工および販売 21. その他前各号に関連または付帯する一切の事業。

第2章 株式 第6条(発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、 100,000,000株とする

100,000,000株とする。 第3章 株主総会

第14条(招集権者および議長) 当会社の株主総会は、当会社の取締役会 が定める取締役が招集し、議長となる。 2. 前項の取締役に事故がある場合は、 あらかじめ取締役会において定めた順序 に従い、他の取締役が株主総会を招集 し、議長となる。

現行定款

第4章 取締役および取締役会

第23条(取締役会の招集権者および議長) 当会社の取締役会は、法令に別段の定め がある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集 し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第27条 (取締役の責任免除)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の 規定により、社外取締役との間に、同法 第423条第1項の損害賠償責任を限定す る契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額 は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第35条 (監査役の責任免除)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の 規定により、社外監査役との間に、同法 第423条第1項の損害賠償責任を限定す る契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

変 更 案

第4章 取締役および取締役会

第23条(取締役会の招集権者および議長) 当会社の取締役会は、法令に別段の定め がある場合を除き、当会社の取締役会が 定める取締役が招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第27条 (取締役の責任免除)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。2.当会社は、会社法第427条第1項の等規定により、取締役(業務執行取締役等)

2. 当会社は、会社法第427条第1項の 規定により、取締役(業務執行取締役等 である者を除く。) との間に、同法第423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約 を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第35条 (監査役の責任免除)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。2.当会社は、会社法第427条第1項の

2. 当芸代は、芸代伝第427年第1項の 規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423条第1項の損害賠償責任を限定する 契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第3号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。 経営体制と業務執行機能の強化のため1名増員して取締役9名の選任をお願いいた したいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

K		-NAME OF BUILDING	<u> </u>	
平成元年4月 同社食料開発室外食産業チーム長 平成11年10月 同社テルアビブ事務所長 平成16年4月 同社生鮮・食材部門長代行 平成17年10月 同社総本社先端技術戦略室長代行 平成19年3月 当社出向 管理本部長 平成20年4月 東締役業務改革推進室長 平成21年1月 取締役開発本部担当 平成21年4月 常務取締役開発本部担当 平成22年4月 常務取締役事業開発本部担当 平成23年1月 代表取締役社長 平成24年1月 上海盛賀美餐飲有限公司董事長 平成24年10月 HONG KONG SAGAMI CO.,LTD.CEO (現任) 平成25年6月 SINGAPORE SAGAMI PTE.LTD.CEO (現任) 平成26年1月 味の民芸フードサービス株式会社 取締役 (現任)	補			// / /
平成26年6月 サガミインターナショナル株式会社 代表取締役社長(現任) 平成27年4月 株式会社サガミマイスターズ 取締役 平成28年1月 VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY 取締役(現任) 平成29年4月 代表取締役会長 兼最高経営責任者(CEO)(現任)	1		平成元年4月 同社食料開発室外食産業チーム長 平成11年10月 同社テルアビブ事務所長 平成16年4月 同社生鮮・食材部門長代行 同社総本社先端技術戦略室長代行 平成19年3月 当社出向 管理本部長 業務改革推進室長 取締役第各本部担当 常務取締役開発本部担当 常務取締役開発本部担当 常務取締役事業開発本部担当 常務取締役主業 開発本部担当 「代表取締役社長 上海盛賀美餐飲有限公司董事長 平成24年1月 上海盛賀美餐飲有限公司董事長 中成24年1月 上海盛賀美餐飲有限公司董事長 平成24年1月 上海盛賀美餐飲有限公司董事長 平成24年1月 上海盛賀美餐飲有限公司董事長 平成26年6月 「味の民芸フードサービス株式会社 取締役 (現任) 中ガミインターナショナル株式会社 収締役 (現任) 平成27年4月 平成27年4月 平成28年1月 VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY 取締役 (現任) 平成29年4月 「大表取締役会長	21,800株

候番 補 者号	氏 名	略歴、地位および担当ならびに	所有する当
	(生年月日)	重要な兼職の状況	社株式の数
2	い とう しゅう <u>ビ</u> 伊 藤 修 <u>ニ</u> (昭和30年11月9日生)	平成3年1月 平成16年1月 平成17年1月 平成17年1月 平成20年1月 平成20年4月 平成20年4月 平成21年1月 平成21年6月 平成21年6月 平成21年6月 平成23年1月 平成23年4月 平成23年4月 平成25年4月 平成25年4月 平成25年4月 平成25年4月 平成26年4月 平成26年4月 平成26年4月 平成26年4月 平成27年4月 平成27年4月 平成27年4月 平成27年4月 平成27年4月 平成27年4月 平成29年4月 平成29年4月 平成29年4月 平成29年4月 平成29年4月 平成29年4月 平成29年4月 平成29年4月 平成29年4月 東京29年4月 東京29年7月 東京29年	17, 500株

候番 者号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	がき がき がら だり で 垣 政 利 (昭和26年9月28日生)	平成7年1月 当社入社 平成12年1月 物流部長 平成16年1月 製造物流部長 平成19年4月 製造物流本部担当兼製造物流部長 平成29年4月 取締役製造物流本部兼製造物流部長 平成23年1月 取締役製造物流本部担当 平成23年1月 取締役商品本部担当 常務取締役商品・製造担当 株式会社サガミフード 代表取締役社長 平成25年4月 取締役製造・物流担当 平成25年6月 SINGAPORE SAGAMI PTE. LTD. 取締役(現任) 平成25年9月 NADBERA GLOBAL CO., LTD. 収益25年11月 BANGKOK SAGAMI CO., LTD. 代表取締役社長(現任) 平成25年1月 BANGKOK SAGAMI CO., LTD. 代表取締役社長(現任) 平成25年4月 代表取締役社長(現任) 平成27年4月 代表取締役社長 平成27年4月 代表取締役社長 平成27年4月 代表取締役社長 平成27年4月 大き取締役と長 平成29年4月 専務取締役製造・物流担当 株式会社サガミフード 代表取締役社長(現任) 平成29年6月 取締役専務執行役員製造・物流担当 (現任)	16, 400株

候番 補 者号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
4	が表 で	昭和57年3月 平成11年1月 平成13年1月 平成13年1月 平成13年1月 平成14年1月 平成15年1月 平成15年1月 平成16年1月 平成16年1月 平成17年1月 平成19年4月 平成19年4月 平成20年4月 平成20年4月 平成21年1月 平成21年1月 平成21年1月 平成21年1月 平成21年4月 平成25年6月 平成25年6月 平成25年6月 平成25年6月 平成25年6月 平成25年6月 平成26年1月 平成27年1月 平成27年1月 平成27年1月 平成27年1月 平成27年1月 平成27年1月 平成29年3月 平成29年6月 東成29年6月 東成29年6月 東京29年6月 東京29年6月 東京31年 東京29年6月 東京29年7 東京29年6月 東京29年6月 東京29年7 東京29年6月 東京29年7 東京29年6月 東京29年7	9,000株

候番 者号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
5	長谷川 喜 昭 (昭和39年11月5日生)	昭和59年10月 当社入社 平成17年1月 管理部長 平成19年1月 内部統制準備室長 平成20年1月 内部統制室長 平成22年4月 株式会社ディー・ディー・エー 監査役 平成23年1月 経営企画室長 平成24年1月 経営企画部グループマネージャー 東成24年7月 執行役員経営企画部 グループマネージャー 東統25年6月 取締役経営企画担当 共栄株式会社政締役 (現任) 平成26年1月 味の民芸フードサービス株式会社 監査役 平成27年4月 取締役教行役員営業担当 取締役執行役員管理担当 株式会社サガミマネジメントサポート 代表取締役社長 (現任)	6,900株
6	章 本 年 春 (昭和43年12月29日生)	昭和60年3月 平成19年1月 平成21年1月 平成23年1月 平成23年1月 平成24年1月 平成25年4月 平成25年4月 平成25年7月 平成26年1月 平成26年1月 平成27年6月 平成27年6月 平成29年4月	300株

候番 者号	氏 名 (生年月日)		位および担当ならびに要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
7	せん じゅう のり お 千 住 憲 夫 (昭和23年5月3日生)	昭和46年4月 平成7年6月 平成9年2月 平成9年6月 平成10年4月 平成13年6月 平成15年6月 平成23年4月 平成23年6月 平成23年11月	株式会社中央相互銀行 (現株式会社愛知銀行) 入行 同行春日井支店支店長 同行融資推進部副部長 同行業務開発部副部長 同行今池支店支店長 同行東郊通支店支店長 同行常勤監査役 当社取締役(現任) 株式会社愛知銀行常勤監査役を退任 株式会社サンヨーハウジング名古屋 監査役(現任)	0株
8	遠 藤 良 治 (昭和23年3月21日生)	昭和46年4月 平成3年9月 平成8年8月 平成14年3月 平成20年3月 平成20年5月 平成25年9月 平成26年5月 平成27年6月 平成28年8月	株式会社西武百貨店入社 同社関連事業部付部長 株式会社ロフト取締役 同社取締役常務執行役員 同社代表取締役常務執行役員 同社代表取締役社長執行役員社長 同社顧問 株式会社サッポロドラッグストアー 社外取締役 当社取締役 サツドラホールディングス株式会社 社外取締役(現任)	0株
9	※ かか ま ちかこ 川 瀬 千賀子 (昭和30年5月23日生)	昭和62年8月平成9年6月	一次・収納で、(地位) 採式会社すかいらーく人事部 採用担当 社内報制作担当 同社商品開発部 メニュー告知媒体制作担当 商品開発担当 ダイヤル・サービス株式会社 生活科学研究所 研究員 株式会社ラノップ セールスプロモーション企画制作 プロデューサー 株式会社川瀬電気工業所 監査役 同社 代表取締役会長 (現任)	0株

- (注) 1. ※は新任の候補者であります。
 - 2. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 千住憲夫氏、遠藤良治氏および川瀬千賀子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

4. 各取締役候補者の選任理由

- ①鎌田敏行氏は、平成23年1月に当社代表取締役社長就任以来、経営者として強いリーダーシップを発揮してまいりました。経営全般に対する豊富な知識と経験を有しており、平成29年4月には当社代表取締役会長兼最高経営責任者(CEO)に就任し、引き続き当社のグループ経営の推進や海外事業の推進、コーポレートガバナンスの強化を進めていく上で、取締役として適任であると判断し、取締役候補者としました。
- ②伊藤修二氏は、平成29年4月に当社代表取締役社長兼最高執行責任者 (C00)に就任いたしました。取締役として当社の管理部門、営業部門、製造・物流部門を担当した経験と経営全般に対する豊富な知識も有しており、 更なる経営の迅速化の推進のため、取締役として適任と判断し、取締役候 補者としました。
- ③伊垣政利氏は、平成29年4月から当社の子会社である株式会社サガミフードの代表取締役社長を務めております。取締役として製造・物流部門、管理部門、経営企画部門を担当した経験も有しており、高付加価値メニューの開発やコスト削減などに取り組むなど、取締役として適任と判断し、取締役候補者としました。
- ④大西尚真氏は、平成27年1月から当社の子会社である味の民芸フードサービス株式会社の代表取締役社長を務めております。取締役として当社の営業部門、管理部門を担当した経験も有しており、味の民芸フードサービス株式会社の更なる売上向上、収益拡大、意識改革の継続に取り組み、取締役として適任と判断し、取締役候補者としました。
- ⑤長谷川喜昭氏は、平成30年4月から当社の子会社である株式会社サガミマネジメントサポートの代表取締役社長を務めております。取締役として当社の経営企画部門、営業部門を担当した経験も有しており、新規出店のスピードアップや管理担当としてグループ会社のサポート強化に取り組むなど、取締役として適任と判断し、取締役候補者としました。
- ⑥鷲津年春氏は、平成30年4月から当社の取締役営業担当を務めております。 取締役として当社の管理部門を担当し、担当部長として営業部門の経験も 有しております。営業部門の意識改革に取り組み、「そばのリーディングカ ンパニーとしての独自性を追求した業態構築」と「生産性の向上」に取り 組むなど、取締役として適任と判断し、取締役候補者としました。

— 37 —

- 5. 各社外取締役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。
 - (1) 社外取締役候補者とした理由
 - ① 千住憲夫氏は、金融業界における長年の経験と知見を当社経営全般に反映していただくため社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社は同氏が監査役を兼務している株式会社サンヨーハウジング名古屋とは重要な取引その他の関係はございません。
 - ② 遠藤良治氏は、長年にわたる流通業界の経営者としての幅広い見識と経験を当社の経営全般に反映していただくため社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社は同氏が社外取締役を兼務しているサツドラホールディングス株式会社とは重要な取引その他の関係はございません。
 - ③ 川瀬千賀子氏は、長年にわたるサービス業界での経験や監査役、経営者としての幅広い見識と知見を当社経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、当社は同氏が代表取締役会長を兼務している株式会社川瀬電気工業所とは重要な取引その他の関係はございません。
 - (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数 千住憲夫氏の社外取締役在任期間は、本総会終結時点において7年2 ヵ月、遠藤良治氏は3年であります。
 - (3) 社外取締役候補者との責任限定契約について 当社は、千住憲夫氏及び遠藤良治氏との間で会社法第427条第1項の 規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度と して、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結して おります。なお、本議案が承認可決され、両者が社外取締役に就任 した場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしてお ります。
 - また、当社は川瀬千賀子氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 6. 千住憲夫氏、遠藤良治氏および川瀬千賀子氏が社外取締役に就任した場合、3名全員が東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立 役員となる予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

現状、監査役は3名おりますが、監査体制の強化及び充実を図るため、監査役 1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
※ 村 上 貴 子 (昭和41年1月6日生)	平成3年9月 監査法人伊東会計事務所入所 平成8年4月 公認会計士登録 平成15年12月 公認会計士村上貴子事務所 所長(現任)	0株

- (注) 1 ※は新任の候補者であります。
 - 2. 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 監査役候補者は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役 候補者であります。
 - 4. 監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
 - (1) 社外監査役候補者とした理由

村上貴子氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験等を有しており、 これらの専門的な知識・経験等を当社の監査に反映していただくため、社 外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に 会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役と しての職務を適切に遂行することができると判断しております。

- (2) 社外監査役候補者との責任限定契約について
- 村上貴子氏の選任が承認された場合は、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 5. 村上貴子氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠の社外監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、重要	地位および	所有する当 社株式の数
森 田 雅 也 (昭和35年2月5日生)	昭和62年11月 和平成 3年4月 2年 11月 平成 3年4月 2年 11月 平成 5年8月 第 11月 11月 11月 11月 11月 11月 11月 11月 11月	監査法人朝日新和会計社 入社 党理士登録 公認会計士登録 公認会計士登録 所以下の本工業株式会社 大外監査役 党理士法人森田会計パートナーズ (現りんく税理士法人) 設立 代表社員に就任(現任) デリカフーズ株式会社 大外監査役(現任) デリカス工業株式会社 大外取締役 監査等委員 (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 森田雅也氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める補欠の社外監査役候補者であります。

- 3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
 - (1) 補欠の社外監査役候補者とした理由

森田雅也氏は税理士ならびに公認会計士として専門的な知識・経験を有しており、その専門的知識・経験を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。

なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記理由 により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断し ております。

(2) 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について

森田雅也氏が社外監査役に就任された場合は、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

MEMO	

第48期定時株主総会会場のご案内

会 場:名古屋市守山区小幡南一丁目24番10号

アクロス小幡3階 守山文化小劇場

※会場内は禁煙となっておりますので、ご協力くださいますようお願い 申しあげます。

会場が昨年と異なりますので、ご注意ください。

交 通:○名鉄瀬戸線「小幡駅」下車すぐ

※会場や会場周辺に有料駐車場はございますが、当社として駐車場のご用意をいた しておりません。公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

